

2023年3月4日

## 相次ぐ精神科病院で起きる患者虐待に対する声明

NPO 法人 全国精神障害者地域生活支援協議会  
代表 戸高洋充

2023年2月、東京都八王子の精神科病院「滝山病院」にて、入院患者への虐待行為で看護師が逮捕された。NHK「E TV 特集 ルポ 死亡退院 ～精神医療・闇の実態」の番組の中で、滝山病院の患者10人から虐待の相談を受けた弁護士は「内部告発データ（映像・音声）から、少なくとも10人以上の職員が暴行や暴言などの虐待行為を行い、数人の職員が偶然暴行を行ったとは考えられず、病院全体で日常的に虐待行為が行われていた可能性がある」と指摘した。さらに入院患者に対しての医師の指示のない非人道的な身体拘束が常態化した環境に連動するように「死亡退院率」が他の病院に比べて非常に高い。

このような状況を改善する機能である指導監督機関の東京都は「精神科病院実地指導復命書（2022年7月）」の中で「暴行による人権侵害」や「身体拘束」の項目で、問題の無い精神科病院として高評価の判定をしている。また、入院患者1498人のリストの54%が生活保護受給者であることから、生活保護を担う行政が「滝山病院」へ依存している「負の連鎖」の実情があきらかとなった。この異常とも言える社会規範の存在に対して、非常に深刻な危機感とともに「相次ぐ精神科病院での患者虐待事件」に対して大きな憤りを感じる。

2024年度より精神科病院での虐待通報を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」の中で義務付ける改定法が施行予定であるが、通報窓口は都道府県となっており、今回の虐待事件と同様に「都道府県による精神科病院への指導」が、どこまで機能するか大きな不安が残る。わが国の精神保健福祉法は、国連の障害者権利委員会より、強制入院による自由の剥奪を認める法律として廃止することを勧告されているが、勧告内容を精査することなく「医療保護入院」を改定し、さらに強制入院を強化した「日本政府の姿勢」が「異常な社会規範の源」であり、「相次ぐ精神科病院における患者虐待」につながっていると言っても過言ではない。

根本的な改善のために、精神科病院での患者虐待についても他障害と同様の「障害者虐待防止法」で対応し虐待の温床となる精神科医療の閉鎖性から脱却し、障害者虐待撲滅のために、障害者権利条約の批准国としての責務を果たすべきである。

以上のことから、再度当会では次の3点について日本政府に強く求める。

- 1、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」の通報義務の対象に、医療機関等を含める法改正を行うこと
- 2、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」を廃止し、他の医療と等しく「医療法」上で新たに精神科医療の諸手続きを定める法改正を行うこと
- 3、障害者権利条約 第33条（国内での実施と監視）の項目で指摘されている『パリ原則』に沿った「国内人権機関」を設置し、障害者の人権とともに日本国民全体の人権も監視できる制度を構築すること